

中学生ものづくり技能検定制度規定

1 趣旨

- ア いろいろなコンクール等で入賞し賞状をもらうのは少数であり、限られている。また、技術・家庭科におけるものづくりの技能レベルは定かでない。
- イ 技術・家庭科では、ものづくりについて基本的な技能の定着を図ることを目的として指導している一面がある。そこで、ものづくりの技能の定着のレベルに応じた資格を認定することにより多くの生徒の励ましとする。
- ウ 認定の結果については、各上級学校の入学試験推薦基準等に生かす。

2 認定資格

1級から4級の資格を設ける。(木材加工、衣生活、他)

3 組織

- ア 全九州中学校技術・家庭科研究協議会の中に「中学生ものづくり技能検定協会」を置く。
- イ 代表として、全九州中学校技術・家庭科研究協議会会長を置く。
- ウ 審査員は、大学の先生と各県の技術・家庭科OBや本部役員で組織する。

4 登録

合格者は、全九州中学校技術・家庭科研究協議会「中学生ものづくり技能検定協会」に一括登録し、管理するとともに「合格証明書」を発行する。《別紙参照》

5 申請料

1級(1,000)円、2級(800)円、3級(500)円、4級(300)円

6 各級の審査基準

(1) 木材加工の審査基準

- 1級は、九州大会(全国大会)出場程度の技能を有する。(1領域2~3人/県)
- 2級は、県大会出場資格程度の技能、または県作品展等で入賞する程度の技能を有する。(1領域12~15人/県)
- 3級は、課題作品(スパイスラック ※1)をしっかり完成できる程度の技能を有する。
または、地区作品展に出品し入賞する程度の技能を有する。
- 4級は、授業中に基本題材の材料切断と接合によりしっかりとした製品を完成できる程度。
※1 県ものづくり競技大会出場予選として製作する課題作品。

(2) 衣生活の審査基準

- 1級は、県大会で最優秀賞に入賞する技能を有する。
全国創造ものづくり展に出品する程度の技能を有する。(1領域2~3人/県)
- 2級は、県作品展に出品し、特選に入賞する程度の技能を有する。(10~20人/県)
- 3級は、各学校においてスカート、パーカー、ブラウス、ハーフパンツ、デザインバッグ等を完成できる技能を有する。
- 4級は、ランチョンマット、はし袋、ブックカバー、弁当入れ袋、ティッシュ箱カバー、花ふきんなど簡単なものを完成できる技能を有する。

(3) 資格判断の方法

- ア 3・4級は、各学校の教科担任が近隣の教科担任と相談して判断する。
- イ 1・2級は、県から審査員を呼んで判断する。(大学や技術・家庭科OB、県本部役員)
- ウ 県技術・家庭科教育研究会の作品展の審査(県、地区)により判定する。
- エ 九州大会・全国大会の結果を基に判断する。

7 申請の方法

- (1) 申請用紙 様式1(県技家研ホームページにある)に学校名, 学年, 氏名, 生年月日, 申請級及び必要な備考欄を記入し, 下記の県ものづくり事務局メールアドレス宛に送信する。
- (2) 申請料を下記の口座に振り込む。(各県で開設)
※ 振込手数料を差し引いた金額を申請額とする。
- (3) 最終締切日 各年度の11月末日(年度内に合格証書を配布するため)
- (4) 県ものづくり事務局 (各県で開設) 鹿児島市立西紫原中学校
電話 (099)252-1554 FAX (099)252-1572

振込先

鹿児島銀行 西谷山支店 普通口座363151
県ものづくり事務局 代表 竹下 誠

<申請書様式1>

(鹿児島県)(木材加工)

番号	学校名	学年	ふりがな 氏名	生年月日	1級 円	2級 円	3級 円	4級 円	備考
1	〇〇中	3	あくね ひとし 阿久根 均	H17.11.3	1,000				九州大会3位
2	〇〇中	2	かごしま たろう 鹿児島 太郎	H18.6.8		800			県作品展優秀賞
3	〇〇中	3	いぶすき あかね 指宿 あかね	H17.8.5			500		
45	〇〇中	2	きりしま としろう 霧島 敏郎	H18.12.1				300	
					人数小計	1人	3人	11人	30人
					金額小計	1,000	2,400	5,500	9,000
					検定 合計金額	17,900円			
					合計金額の3/4	13,425円			※注2

8 九州協議会技能検定料と各県への配分

- (1) 上記申請用紙に学校名, 学年, 氏名, 生年月日を記入し, 申請料を添えて「県ものづくり事務局」へ振り込む。
- (2) 県ものづくり事務局は、「全九州中学校技術・家庭科研究協議会『中学校ものづくり技能検定係』」に検定料の2分の1を添えて申請する。
- (3) 九州協議会技能検定係で一括認定登録→合格証発行→各校へ送付する。
- (4) 検定料の4分の1は、県中学校技術・家庭科教育研究会(「県ものづくり事務局」に残す。)
※このお金は、県が審査員を派遣するときの交通費や通信費に充てる。
- (5) 検定料の4分の1は、各学校の手数料として残す。
※このお金は、近隣の学校との交通費や通信費等に充てる。
- (6) 「中学生ものづくり技能検定協会」に登録及び合格証書作成料として1部100円を納入する。
- (7) 残りは、全九州中学校技術・家庭科研究協議会の特別会計に入れる。